

## 家族農業経営を守る

2014年7月26日 船橋市 農業 斎藤敏之

### 1. 戦後農政の総決算

1. 「民間企業が障害なく農業に参入」する条件作り  
・障害になるすべての規制を撤廃
2. 規制改革会議第2次答申 ⇒農業分野 (2014年6月13日)
3. 農林水産業・地域の活力創造プラン (2014年6月24日)
4. 農地法は「正味期限切れ」、農地解放による「負の遺産」を清算  
① 稲田朋美規制改革担当大臣  
「農地法はもう正味期限が来ていると思いますので……実は農地法自体の抜本的な改正ということを将来の課題としてということを是非提言していきたいと思います。  
(2014年5月14日 規制改革会議農業WG 議事概要)

#### ② 林農林水産大臣

産業競争力会議(5月19日)提出資料より

#### 農地制度について

- 平成21年の農地法改正で、リース方式での企業の農業参入を全面解禁。  
(「農業生産法人」は、農地を所有する要件を満たした法人の呼称にすぎず、リース方式の場合は、農業生産法人である必要がない。)
- さらに本年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」で、リース方式で担い手(新規参入企業を含む。)への農地利用の集積・集約化を進める農地中間管理機構を創設。
- これらの農地制度の抜本改正により、戦後の農地解放による負の遺産を払拭。
- 今後は、機構を適切に運用していくことが重要。

#### ★農地改革は本当に負の遺産だったのか?

### 2. 戦後の農地改革と農業協同組合の発足

[1946年1月に、総司令部の農地改革の顧問として来日した、ウォルフ・ラデジンスキ少佐が、農地改革10年後に日本経済評論社から出版 (農業改革—貧困への挑戦) 287p~298p]

”第二次世界大戦の終了以来農地改革”あるいは「土地なきものに土地を」というスローガンは、アジアにとって強烈なものになっている。さまざまな理解と解釈を呼びながらも、その言葉はアジアのかかえる問題とその将来を要約するものとなっている。共産主義者は彼らが……彼らのみが改革者であるかのように主張しながら、勢力を得ることに成功した。だが戦後の自由アジア諸国も決

して土地問題を無視したわけではない。（中略）

改革前の日本社会は、必ずしも言い伝えられるような単一構造ではなかった。村はひどく搾取され、不安定で、高額小作料を取られる小作農がいて、それがまさに鎧の隙間のような弱点となっていた。地主は金と暇と文化と権力を独占していて、それらを他に分とうとしなかった。（中略）

このような事態は日本で気づかれずに済まされていたわけではない。第二次大戦以前には、軍を含む一団の世論があり、国の基礎である日本農村を、農民と国民全体のために保護すべきであるという主張を認めていた。このことはアメリカ占領軍によって、大いに認められた。

もう一つの別の動機は、農業不安が共産主義勢力の源泉となりうる危険性と、戦後の日本農村が——日本の全体と同じく——浸透の肥沃な土壤になっているという核心であった。政治的に共産党に先手を打つ着想は魅力的でもあり、不可避であった。

このような事実認識から、今日では有名なマッカーサー将軍の1945年12月9日の農地改革指令は、日本政府に対し「日本の土地耕作農民をして労働の成果を享受するうえにいっそ均等な機会を得るべき措置を講じるよう」に命じたのである。“

しかし、日本政府主導で始まった農地改革案は、多くの欠陥を抱えていたことから、GHQは第二次改革を指令するとともにその改革をまとめ、日本政府に提示した。

これを受け吉田内閣は第二次農地改革案を作成し、①「自作農創設特別措置法」の新設と、②「農地調整法」の再改正、というかたちで発表した。①は不在地主の所有する一町（北海道四町歩）を越える小作地を国が地主から直接買収して小作農に売り渡すというものであった。また②は農地の権利関係と農地委員会について規定したものである。これにもとづき1946（昭和21）年11月12日、第二次農地改革が行われ、総小作地の約80%が耕作農民の手に移り、ここに地主制は崩壊した。〔葛 建延（日本の農地改革——その意義と限界）〕

#### ◆農地改革と戦後自作農体制

[2013年9月30日付農業協同組合新聞「農協のかたち」の連載 太田原高昭北大名誉教授]

敗戦によって大日本帝国という国家は崩壊し、政治、経済、社会のあらゆる面で平和で民主的な国家を築くための戦後改革が進められた。農地改革は、財閥解体と並んで経済改革の2つの柱であり、半封建的といわれた農村社会の根本的な改革でもあった。

農地改革によって誕生した自作農は、封建時代いらいの零細で分散した耕地基盤をそのまま引き継いだ脆弱なものであったが、農地改革についての連合軍最高司令官覚書、いわゆる農民解放令には、この脆弱な自作農をふたたび小作に転落させないために次のような保護政策をとることが指示されていた。

「[1]合理的な利率で長期または短期の農業金融を利用しうること、[2]加工業者および配給業者（商業者）による搾取から農民を保護するための手段、[3]農産物の価格を安定する手段、[4]農民に対する技術その他の知識を普及するための計画、[5]非農民的勢力の支配を脱し、日本農民の経済的文化的向上に資する農業協同組合運動を助長し奨励する計画。」

これらが農業金融制度、農産物価格制度、農業改良普及制度および農業協同組合制度として体系的な農業保護政策となり、その総体を戦後自作農体制という。農協制度はこの戦後自作農体制の核

心に位置づけられていたのである。

### 地主側の抵抗

[葛 建延（日本の農地改革——その意義と限界）151 p より]

政府の改革事業に対し農地を強制買収される地主側は、ただ手拱してもしくは積極的に日本の民主化に協力したわけではなかった。

地主の反動は政府の買収計画に対する異議申立となってあらわれ、その件数は昭和24年において総数94,253件であった。訴訟にもちこまれたのは実数で4,225件、それがさらに違憲訴訟にまで発展したのは119件であった。

ここで興味深いのは119件のうち、実に109件までが大地主が群衆する関東、東北地方に集まっていることである。彼らは封建的遺制たる寄生地主制をまもるために最期の強烈な抵抗を示した。判決は戦後の農地解放を合憲として彼らの訴えを斥け、同時にこれは地主制の崩壊を意味していた。

## 3. 農産物輸入自由化で疲弊する日本農業

1953	10		池田・ロバートソン会談 (アメリカから再軍備・小麦の自由化要求、平和教育へのクレームなど)
1954	03	10	M S A協定締結
	05		学校給食法成立 施行規則第1条2 「完全給食とは、給食内容がパン（これに準じる小麦粉製品を含む）ミルクおよびおかずである給食をいう」。ここに「米飯」と「米加工品」が入ったのは、減反政策が始まってから5年後の1976年
	07		自衛隊法成立
1955			キッチンカー全国を回り始める（1960年代前半まで）
1960	06	23	日米安保条約成立
1960	06	24	貿易為替自由化大綱を閣議決定（農産物121品目の自由化、以後4年間で農産物の9割を自由化。7年後木材輸入10倍に）
1961	06	12	農業基本法公布

★さらにアメリカは、日本の流通制度に攻撃をかけ、大規模小売店舗への規制緩和と卸売市場法を変え、輸入食品の販路を広げた。

★戦後確立した制度に対して、「小規模からの日本農業割高論」などを展開しながら、大規模化、法人化を進めた。

★こうして農村の、人・土地・水などあらゆる資源が、高度経済成長を支えた。

## 4. 大規模経営が未来を担えるか？

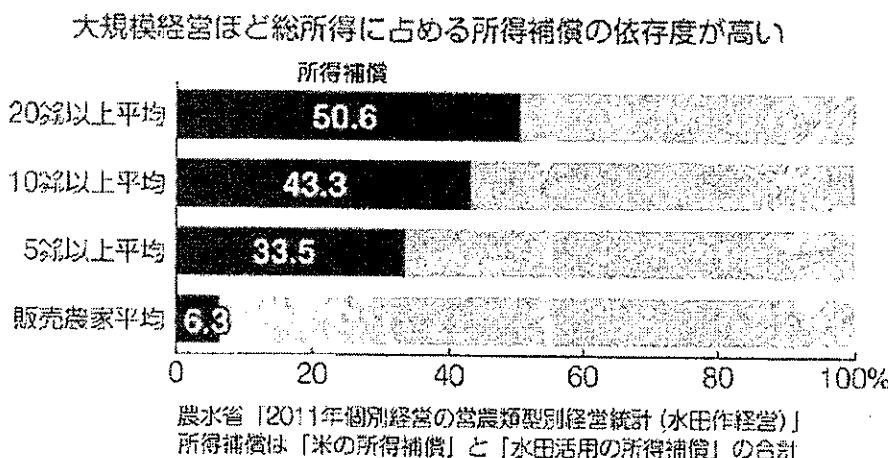
1. 卸売農家の規模別シェア（全国農業新聞2014年7月4日 高橋正郎元日大教授）

農業センサス 卸売額上位5%の農業経営体が、総卸売額に占める割合

1970年 25% ⇒ 1985年 42% ⇒ 2000年 56% ⇒ 2010年 67%

## 2. 補助金の現状

### ① 農民連作成資料より



### ② 日本農業法人協会が、内閣官房長官に送った「意見・要望書」(2013年11月16日)

#### 経営安定対策の見直しや多面的機能支払の 創設にかかる意見・要望について

##### 1. 現在、検討されている経営安定対策の見直しに関する意見

現状の米の需給状況を踏まえると米政策等の見直しは必要と考えます。また、自民党的公約を踏まえると、米の直接支払交付金の見直しも必要であることは認識しています。

しかししながら、水田農業を経営の中心としている土地利用型経営体では、政府からの交付金がなければ、経営費を賄えない状況にあり、米の直接支払交付金も、このような扱い手の所持として経営に組み込まれ定着しているのが実態です。

こうしたなかで、現在、米の直接支払交付金の減額が検討されていますが、新聞では、5,000円、7,500円と、現在の15,000円から大幅に減額されるとの記事が出ており、扱い手からは不安の声が大きくなっています。今回の見直しが、単なる交付金の減額に終わってしまえば、地域農業を牽引している規模の大きい扱い手ほど、その影響は大きく、経営の存立すら危かることになります。

## 3. 持続可能性 生産技術から見るアメリカの大規模経営

### ① 遺伝子組み換え技術と耐性雑草、耐性害虫

### ② 大規模単作化農業の現状（日本農業新聞7月22・23・24日「急騰する牧草」）

大規模酪農では牧草生産の外部化が進む。一方牧草生産は、07年の穀物相場上昇により穀物への転換と、牧草生産に不可欠な水不足によって、栽培面積の減少が続いている。

### ③ 食品関連産業との契約栽培の現状

(堤未果「(株)貧困大陸アメリカ」、ラジ・パテル「飢餓と貧困」など

## 5. 今年は国連が定めた「家族農業年」

1. 家族農業が世界を養う（関根佳恵 雑誌「農民」N070 より）

- ① なぜ「家族農業」に期待が集まるのか
- ② 世界の家族農業はいま
- ③ 家族農業が果たす社会的役割
- ④ 市場原理主義から脱却するとき
- ⑤ 家族農業経営の力を發揮して世界に貢献しよう

2. 国際家族農業年に関するビア・カンペシーナの見解 (別紙)

(2014年6月26日発表のプレスリリースより)

——小農民の家族農業のための具体的政策を推進する機会——

3. 協同組合攻撃に対する国際協同組合同盟 (ICA) の非難声明 (2014年6月1日)

メディアリリース

### 日本の農協と家族農業を脅かす改革案

国際協同組合同盟 (ICA) は、協同組合の基本的原則を攻撃するとともに、国連の国際家族農業年という年に、農家による協同組織の結束と繁栄を脅かすような日本の農業協同組合の組織改革案を非難する。

ボーリン・グリーン ICA会長はさらに次のように述べた。「この『意見』は協同組合の価値や原則を完全に無視するものである。日本の農協運動が解体され、このような形で組合員の権利が損なわれることについて、世界中の10億人の人々からなる世界の協同組合運動の全体が、日本の協同組合の仲間たちと共に反対する。国連は2014年を国際家族農業年と定めたが、この『意見』の考え方全体がそれに全く反するものである。国連が家族農業の持続可能な農業や環境への貢献を認めているのに対し、この『意見』は家族農業の価値を認めず、企業による農業を促進しようとしている。」

## 6. 地域を基礎にした家族農業経営の新たな動き

1. 「緑のふるさと協力隊」(農山村再生・若者白書2010 より)

都会の若者を農山村の自治体に1年間派遣する事業が1994年スタートしてから16期まで465人が参加し、その4割以上が派遣先に就農や結婚でとどまっている。

2. 各地で進む、新たな動き 奈良、島根、新規参入をめざす若者たち

雑誌「農民」N070 現代農業 「里山資本主義」など



国際家族農業年に関するビア・カンペシーナの見解(2014年6月26日発表のプレスリリースより)

——小農民の家族農業のための具体的政策を推進する機会——

(ジンバブエ ハラレ—2014年6月25日)

ビア・カンペシーナは、2014年の今年国連が推進する国際家族農業年について、小農民を基盤とする食料主権を前進させる話し合いや共同行動などを行う機会と考えている。小農民は世界で、自ら生産した健康な食料を生産・提供し続けている。対照的なのが、利益と投機を重視する商業的な食品産業であり、農業有毒物への依存を強め、除草剤の販売によって利益を拡大し、自然資源を破壊・汚染している。

深刻な食料危機によって、小農民を基盤とする食料生産及び、国連の枠組みにおける飢餓根絶に関心が高まってきた。国連は、この困難な課題で小農民が決定的に重要な役割をはたすことを理解している。

国際家族農業年に際してビア・カンペシーナは、小農民が築いた食糧主権の枠組みにおいて政治的な提案を行う。「家族農業」という用語は幅広いため、恐らく直接の受益者が企業や投資家ではないほとんど全ての農業モデル・方式が含まれる。家族農業には、小規模生産者及び大規模生産者(数千ヘクタールの農地を有する)、さらには、契約農業や「バリュー・チェーン」などの概念を通じて推進されるその他の経済的搾取形式を通じて民間部門に完全に従属している小規模生産者も含まれる。ゆえに、ビア・カンペシーナは、小農民を追い立て、世界の土地を収奪する大規模工業型で有毒物を使用するアグリビジネスに反対し、小農を基盤とする生態系を保護する農業に従事する家族農業を擁護している。

国際家族農業年に際して、小農民による家族農業を保護・強化する政策を実施させるため、重要な一步を踏み出し、そのための力を結集することが不可欠である。ビア・カンペシーナは、食糧主権を促進するための食料生産モデルを支持する。その中には以下のものが含まれる。

- 土地・水・種子・融資などの生産資源へのアクセスと管理 [control]。この機会に、土地の民主化 [democratization of land]、直接雇用、住居、食料生産を生み出す「包括的農業改革 [Integral Agrarian Reform]」の緊急の必要性に光を当てることが重要である。包括的農業改革は、土地の再分配に限定してはならない。我々が支持する包括的農業改革は、土地に対する十分な権利を付与し、先住民の領域への法的権利を認め、漁業と生態系を利用・管理する漁民の権利を保証し、家畜の移動ルートや牧草を利用・管理する権利を認めるものである。
- 女性小農民、農業労働者に男性と同じ権利を保証
- 地元の食料制度と市場の優先
- 企業主導の生産やアグロ燃料の大規模生産から自らを守る権利の保証
- エコロジー生産方式の使用

国連国際家族農業年に際してビア・カンペシーナは、国家の手によるものに加え、多国籍企業による、小農民の犯罪者扱い、司法制度を使った攻撃〔judicialisation〕、継続する弾圧などの脅威についても考えていく。土地やその他の資源をめぐる対立は世界中に存在する。

ゆえに我々は、各國政府に対して、土地・水・種子の収奪の停止、食糧主権・生物多様性・小農民が持つ種子を保証する政策の促進、土地・水へのアクセスの改善、生産・再生産・伝統的種子の交換に関する小農民の権利を認めること、農業生物多様性・農民の自治権の保証、小農民への生産支援と公共投資の増大、市場と公平な貿易を保証することを求める。

国際的なレベルでは、各國政府に対して、「土地、漁業と森林の保有の権利に関する責任あるガバナンスについての任意自発的指針」及び、世界食料保障委員会(CFS)によるその他の重要な決定を適用し、「国連小農民の権利宣言〔UN Declaration of Peasants' Rights〕」を採択するよう強く求める。さらに、「食料農業植物遺伝資源国際条約」の実施、TTIP(環大西洋貿易投資協定)や TPP(環太平洋連携協定)をはじめとする新たな貿易協定の交渉の停止を求める。

我々ビア・カンペシーナは、今年を、雇用を創出し、健康な食料を提供し、自然資源を大切にする食料主権モデルに農業を転換させる年にしたいと考えている。また、農村と都市の共同を築き、小農民の尊厳を復活させ、小農民の食料生産への大きな貢献に光を当てるよう呼び掛ける。そのためには、食卓と農地の両方における重要な政治的転換が求められる。□